

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を「」に公布する。

令和  
三年七月十六日

青森県後期高齢者医療広域連合長

小野寺晃彦

青森県後期高齢者医療広域連合条例第四号

青森県後期高齢者医療広域連合条例の一部を改正する条例

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条（見出し中を含む。）中「令和二年度」を「令和三年度」に改める。

附 則（令和三年条例第四号）

この条例は、公布の日から施行する。